

さいたま市告示第424号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
I 第429号線	さいたま市南区太田窪五丁目1613番16地先 さいたま市南区太田窪五丁目1609番8地先	4.00	67.86
J 第504号線	さいたま市緑区道祖土四丁目389番1地先 さいたま市緑区道祖土四丁目393番5地先	4.20	109.11
12970号線	さいたま市大宮区大成町一丁目1番7地先 さいたま市大宮区桜木町二丁目446番地先	19.00 ～ 19.01	317.14
22621号線	さいたま市見沼区染谷二丁目46番1地先 さいたま市見沼区染谷二丁目135番地先	6.82 ～ 7.21	380.05
32979号線	さいたま市西区三橋六丁目1879番3地先 さいたま市西区三橋六丁目1876番5地先	4.00	73.90
32980号線	さいたま市西区大字指扇字下郷1839番4地先 さいたま市西区大字指扇字下郷1835番12地先	4.00	119.89
4512号線	さいたま市岩槻区府内二丁目41番8地先 さいたま市岩槻区府内二丁目41番6地先	4.50	40.98
6757号線	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下2321番地先 さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下655番2地先	5.00	39.97